

鴨川市会計年度任用職員の報酬等の支給に関する規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和8年2月3日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第2号

鴨川市会計年度任用職員の報酬等の支給に関する規則の一部を改正する等の規則
(鴨川市会計年度任用職員の報酬等の支給に関する規則の一部改正)

第1条 鴨川市会計年度任用職員の報酬等の支給に関する規則(令和2年鴨川市規則第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1 結婚相談員の項を削る。

(鴨川市結婚相談員設置規則の廃止)

第2条 鴨川市結婚相談員設置規則(平成26年鴨川市規則第13号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。